

土木工事特記仕様書

(土木工事共通仕様書の適用)

- 第1条 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室)、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室)に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

(土木工事共通仕様書に対する補足事項)

- 第2条 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

(建設副産物) 【追加】

1-1-1-24 建設副産物

14. 建設副産物実態調査

受注者は、令和6年度中に完成し、かつ請負代金額100万円以上の工事については、第4項及び第5項の規定に関わらずC O B R I Sにより、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

(工事現場発生品(有価物等)の取り扱いについて)

- 第3条 工事現場発生品(有価物等)については、現場発生品調書を作成し、監督員に提出しなければならない。なお、現場発生品の取り扱いについては処理方法を監督員と協議の上決定するものとする。